

[事案 27-155] 振替貸付免除請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

減額手続を行った際に、その時点での保険料の自動振替貸付による貸付金が全額精算されないとの説明を受けていないことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 5 月に契約した 5 年ごと利差配当付終身保険について、担当者に、自動振替貸付による貸付金を精算したい旨を伝えたうえで減額手続を行なったため、貸付金は全額精算されたと思っていたが、貸付金が残っており、担当者から貸付金が全額精算されないとの説明は受けていないため、損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

担当者は、減額では自動振替貸付の貸付金全額の精算はできない旨説明しており、申立人の請求には応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額手続に至った経緯、担当者の説明内容や手続に不適切な点があったかどうかなど減額手続時の状況について把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社による説明義務違反（担当者の不説明）は認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。